

## 【日本語訳】

# ナイロビ・コード 難民事件における法的支援提供者のための倫理に関するモデル規則

## 1 適用範囲と目的

1.1 これらの規則は、難民認定手続及びその他の難民に対する法的支援の提供に関連して、法的支援提供者に指針を与えることを目的とする。

1.2 これらの規則は、法的支援の提供を規律するいかなる国内規則に対して付随的なものであり、それらの規則を補完することのみを意図している。

## 2 定義

2.1 「法的支援提供者」とは、難民認定申請者、あるいは難民認定を受けた者、並びに他の支援を求める者に対して、助言または代理を行う者のことをいう。

2.2 「業務」とは、法的支援提供者が提供する助言、書類作成、あるいは代理のことをいう。

### 2.2.1 「助言

とは、法律または政策がどのように特定の者の状況に当てはまるかに関する意見を提供することを含む。

### 2.2.2 「書類作成

とは、当該者の名義で作成された文書を作成するにあたって、当該者を支援することであり、その中には、個人の陳述書に限らず、難民認定手続その他の申請の支援に際して提出する文書の作成を支援することを含む。

2.2.3 「代理」とは、口頭または書面にて、当該者の代理人として行動することである。その中には、当該者が難民認定の基準を充足することを主張するための法的書面の提出、若しくは、当該者の事案に関して、当該者を代理して、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）その他の機関との間で連絡を行うことを含む。

2.3 「依頼者」とは、法的支援提供者が業務を提供することを承諾し、かつそれらの業務を受けることを自発的に認諾した者をいう。

2.4 「潜在的な依頼者」とは、法的支援提供者に法的助言を求めているが、法的支援提供者がまだ業務の提供を受諾していない者をいう。

## 3 法的支援提供者と依頼者の関係

3.1 法的支援提供者は、あらゆる場合に、潜在的な依頼者に対していかなる種類の業務を提供することができるかを明確に説明しなければならず、かつ、提供する業務の種類に関して明確な説明を行わなければならない。法的支援提供者と依頼者の関係における目的及

び範囲は、法的支援提供者が当該事案に関する作業を開始する前及び依頼者が代理されることに承諾を求められる前に、明示されなければならない。

3.2 法的支援提供者は、効果を最大化させるために、自らの業務を制限することができる。例えば、助言若しくは書類作成の提供のみを行う団体がある一方で、特定の依頼者、例えば、特に深刻な必要性がある、若しくは特に重要な法的問題を提起する事案を抱えている依頼者に対して重点的に業務を行う団体がある。ただし、法的支援提供者は、法的支援提供者と依頼者の間の関係開始時に、提供される業務における制限を依頼者に通知しなければならない。

3.3 第 3.4 条の規定にもかかわらず、法的支援提供者は、潜在的な依頼者に業務を提供する義務を負っておらず、かつ、同条の規定で禁止されていない限り、支援の提供を辞退することを決定できる。

3.4 第 3.2 条の規定に従うことを条件として、法的支援提供者は、人種、ジェンダー、性的指向、国籍、政治的意見、宗教、年齢、家族形態、貧困、若しくは特定の社会的集団の構成員であることを理由に、いかなる者への業務を拒否してはならない。

3.5 法的支援提供者と依頼者の関係は、依頼者による自発的なインフォームドコンセントがある状態でのみ開始され、当該状態が継続する限りにおいて継続する。依頼者は、口頭または書面にて、明確かつ明示的な意思表示により、法的支援提供者との関係を終了させることができる。法的支援提供者が非倫理的な行為を行ったとする依頼者からの申立ては、法的支援提供者と依頼者の関係を継続することに依頼者がもはや承諾していないものとみなさなければならない。

3.6 依頼者は、代理行為の目的を決定する権限を有する。法的支援提供者と依頼者間の関係において、双方が代理行為の目的または戦略に合意することができないときは、法的支援提供者は代理人を辞任することができる。

3.7 依頼者は、ファイル内にある全資料の写しを閲覧し、取得する権利を有する。法的支援提供者は、法的支援提供者と依頼者の間の関係が継続中、若しくは終了後に、依頼者の求めに応じて、依頼者に対して資料の写しを提供しなければならない。ただし、法的支援提供者は、依頼者の事案に関する自己の作業の記録を保持することができ、依頼者からの求めがあったとしても、ファイルの破棄に応じる義務を負わない。

3.8 法的支援提供者は、法的支援提供者と依頼者間の関係が終了したときは、裁定機関に対して、書面にて通知しなければならない。

## 4 注意義務

4.1 法的支援提供者は、依頼者の案件を扱う際には責任ある行動をとり、かつ、相当の注意を払うものとし、法律及び本規則の範囲内において、依頼者のために最善の結果が得られるよう行動しなければならない。

4.2 法的支援提供者は、依頼者との間で合意されたすべての業務を終えなければならない。法的支援提供者は、依頼者が必要とするすべての書類を、適用される期限までに完成させなければならない。

4.3 法的支援提供者は、難民認定申請及びその他の事柄において、依頼者を支援するために、必要に応じて、公表された UNHCR の資料及び出身国情報への定期的なアクセスを継続する責任がある。

4.4 法的支援提供者は、依頼者の案件に関わる職務を記録するために、ファイリング及び記録システムを保持しなければならない。

## 5 利益相反

5.1 法的支援提供者は、法的支援提供者が依頼者の利益に相反する直接の金銭的若しくは個人的利益があるときは、潜在的な依頼者に対して一切の業務を行ってはならない。

5.2 法的支援提供者は、同一の法的支援提供者が担当する他の依頼者が、潜在的な依頼者と相反する利益を有するときは、潜在的な依頼者に対して一切の業務を行ってはならない。

5.3 法的支援提供者と依頼者間の関係の開始後に、同一の法的支援提供者が担当する二人の依頼者の間で利益の対立が生じたときであって、かつ、当該国・地域における倫理的ないし専門的な基準に基づいて許されるときは、法的支援提供者は直ちに一方または双方に対し代わりの法的支援提供者に照会するよう努めなければならない。

5.4 法的支援提供者は、職務上の客観的な判断を行うことの妨げとなるような個人的な関係が依頼者との間であるときは、可能な限り、依頼者に対して、代わりの法的支援提供者を照会するよう努めなければならない。

5.5 法的支援提供者は、規則 5.3 若しくは 5.4 の場合であって、かつ、代替する法的支援提供者が利用できないときは、利益の対立とその潜在的影響を明確かつ明示的に告知した後、並びに対立を最小限にするために代理の範囲を制限する方法を探るよう務めた後にのみ、当該依頼者を支援することができる。

## 6 秘密の保持

6.1 依頼者及び潜在的な依頼者は、法的支援提供者により、自己ないし他人から取得された情報につき、秘密を守られる権利を有する。守秘の特権は、法的支援提供者ではなく、依頼者によって享有される。また、かかる秘密性は、この規則に別段の定めのある場合を除き、依頼者からの明示の承諾がある場合にのみ放棄される。

6.2 法的支援提供者は、この規則に別段の定めがある場合を除き、依頼者の事案に関して集められたすべての情報につき、その秘密を保護しなければならない。法的支援提供者は、依頼者の秘密を保護するため、定められた方法でファイル及び記録を保持しなければならない。依頼者の情報に関する当該法的支援提供者の守秘義務は、この規則に別段の定めのない限り、法的支援提供者と依頼者間の関係終了後も継続する。

6.3 守秘義務は、依頼者の承諾に基づいて公開された情報に関しては適用してはならない。依頼者が情報の一部を自発的に公にすることを認めるときは、当該部分の情報につき、依頼者は、守秘義務を放棄したものと推定する。しかしながら、法的支援提供者は依頼者の

意に反して、または同人の承諾なしに、公にされた情報についてはこれを漏らしてはならない。

6.4 法的支援提供者は、当該他の法的支援提供者が同一の守秘義務を有しており、かつ当該他の法的支援提供者に規則5において規定される利益相反がない場合に限り、当該他の法的支援提供者に対して、職務上の協議を行う目的で、依頼者に関する秘密情報を明かすことができる。

6.5 法的支援提供者は、依頼者が他者に身体上の危害を及ぼす切迫した危険性があると信ずるに足る場合は、適当な当局へ知らせるため、速やかな措置を講じなければならない。その場合、法的支援提供者は、当該危害を防ぐために必要な限度において、依頼者に関する秘密情報を開示することができる。

6.6 法的支援提供者は、これらの倫理規則に違反にしたことを理由になされた、いかなる正式な告発からも自己を弁護するために、必要最小限度において、依頼者に関する秘密情報を開示することができる。

6.7 法的支援提供者または法的支援提供者を雇用する団体は、当該依頼者からの承諾を得ることなしに、依頼者の事案に関して集められた情報を出版や著作目的で 사용할ことができる。ただし、かかる使用が許されるのは、当該出版物等が、利害関係者が当事者を特定するに足り得る情報を一切削除している場合に限られる。

6.8 法的支援提供者または法的サービスを提供する団体は、依頼者情報の守秘義務につき、すべての職員を訓練し、要員を支援し、かつ依頼者の秘密が保持されるよう確保しなければならない。

## 7 品位の保持

7.1 法的支援提供者は、あらゆる通信において真実に忠実であり、彼または彼女の依頼者に対しても真実に忠実であることを求めなければならない。また、法的支援提供者は、法的支援提供者が依頼者を代理して出席するいかなる裁判所または政府機関において、いかなる人に対しても、虚偽ないし誤審を招くおそれのある陳述をすることを推奨し、助言し、援助してはならない。

7.2 規則7.1にかかわらず、法的支援提供者は、難民認定またはその他の申請に関する決定を行う機関ではない。そのため、法的支援提供者は、主張が比較的認められにくいと考えられる潜在的な依頼者を選別し、または拒否する義務を有しない。

7.3 法的支援提供者は、他者の尊重や人権及び無差別の原則に沿って、丁寧に専門的な方法で、他の当事者と関わらなければならない。

7.4 法的支援提供者は、法的支援提供者と依頼者間の関係開始の前に、依頼者が裁判所または裁定機関に対して、事実を反する陳述を行ったことを知り、かつ当該国の職業倫理規則に何ら反しないときは、次の規則が適用される。

7.4.1 法的支援提供者は、依頼者の明示の承諾なしに、依頼者が過去に行った陳述を、いかなる人または機関に開示してはならない。

7.4.2 法的支援提供者は、依頼者に陳述の誤りを訂正するように説得を試みなければならない。

7.4.3 法的支援提供者は、過去の虚偽の陳述を前提にしている裁定機関またはその他のいかなる機関に対して、一切の通信を行ってはならない。また、法的支援提供者は、裁定機関またはその他のいかなる機関が依頼者の過去の虚偽の陳述を前提に判断を行いかねない措置を一切とってはならない。

7.5 法的支援提供者は、虚偽ないし誤審を招く情報を含んでいることを認識しながら、書面への署名、手紙、報告書その他の書類の交付、依頼者を代理しての主張ないし提案を行ってはならない。法的支援提供者は、偽造もしくは虚偽ないし誤審を招く情報を含んでいることを知っているいかなる書類をも裁定機関に提出してはならない。

7.6 法的支援提供者と依頼者の間の関係開始後に、法的支援提供者が虚偽であることを知るに至った陳述を裁定機関に行った場合は、次の規則が適用される。

7.6.1 法的支援提供者は、依頼者の明示の承諾なしに、虚偽の陳述を、いかなる人または機関に開示してはならない。

7.6.2 法的支援提供者は、依頼者に対して、依頼者が裁定機関に対して行った陳述の誤りを訂正するように説得を試みなければならない。

7.6.3 法的支援提供者は、陳述が虚偽であることを探知した裁定機関またはその他のいかなる機関に対して、一切の通信を行ってはならない。また、法的支援提供者は、裁定機関またはその他のいかなる機関が虚偽の陳述を前提に判断を行いかねない措置を一切とってはならない。

7.6.4 虚偽の陳述が代理行為の核心に及び、依頼者が当該虚偽の陳述の誤りを訂正することを拒否するときは、法的支援提供者は代理人を辞任しなければならない。

## 8 搾取回避義務

8.1 法的支援提供者は、依頼者のために法的業務を提供するにあたって、自己の独立した判断を損なわせるおそれのあるいかなる関係を直接的にも間接的にも持つてはならない。法的支援提供者は、経済的、性的またはその他の利益のために依頼者を搾取してはならない。いかなる疑いをも回避するため、法的支援提供者と現在の依頼者との間のいかなる性的または取引上の関係は搾取的との推定を受ける。

8.2 法的支援提供者は、現在の依頼者に対していかなるサービス、製品、または通常金員若しくは他の交換物によりその対価が支払われるような労務の提供を求め、またはこれらを受領してはならない。依頼者との間の委任関係終了後6ヶ月間もまた同様とする。ただし、規則 5.5 に従い、当該関係が、法的サービスが必要とされる以前から存在し、かつ代替する法的支援提供者が確保できない場合についてはこの限りでない。

8.3 法的支援提供者は、現在の依頼者といかなる金銭的關係も結んではならない。このことは、法的支援提供者と依頼者間の関係終了後6ヶ月間も同様とする。

## 付属書 1

### 難民のための法的支援提供者の資格要件に関するモデル最低基準

**法的支援提供者の資格要件:** 国内の規則でこれと異なる定めがあるとしても、難民のための法的支援提供者として認定されるには、以下の条件 A または条件 B を満たさなければならない。

#### 条件 A:

- 国連加盟国内の関連機関が発行した、現在も有効な、弁護士資格 (lawyer, solicitor, attorney, barrister, counselor-at-law など) 若しくはこれと同等の資格を有していること

#### 条件 B:

- 学士号あるいはそれと同等の学位を有すること、若しくは
- 認定された大学その他の法的機関において、監督がなされたリーガルクリニック (臨床法学教育) を受講している学生であること、若しくは
- 難民に関連する実務経験を 2 年以上有すること  
及び
- 難民法に関する研修を受けたこと (最低 20 時間)
- 面接技法及び陳述書作成の研修を受けたこと (10 時間)
- 倫理上の責任に関する研修を受けたこと (2 時間)

研修は、独学や実務家による監督、あるいはその他の指導形態によって構成されるものとする。

上記の条件 A または条件 B を満たした者は、法的支援提供者として難民認定申請者へ包括的なサービスを提供することが認められる。

## 付属書 2

### 法律支援提供者の専門家としてのアカウントビリティ確保のための苦情処理制度

すべての法律支援提供者は、少なくとも、事務所の業務手順書の一部に、依頼者の苦情処理制度を定めておかなければならない。それらの手続は、法律支援提供者と依頼者の関係開始時に、各依頼者に対して説明されなければならない。

苦情処理手続で推奨される要素は以下のとおりである：

1 依頼者が所属するコミュニティの主要な言語で書かれた、苦情受付用紙が備わっていること。苦情受付用紙は、苦情対象の行動の発生時間や場所を含む必要な項目を記入し、かつ事案の詳細について説明する機会を提供することについて、苦情申立人を支援するものでなければならない。

2 各組織では、匿名での苦情の処理方法を決めなければならない。匿名の苦情は、その苦情を申し立てられた職員に対して不利な決定をするための根拠として用いてはならない。

- 3 苦情申立ての方法は、苦情受付用紙において示され、かつ法律支援提供者の事務所内の目立つ箇所に掲示されなければならない。
- 4 苦情は、第三者によって、迅速に、調査及び処理されなければならない。
- 5 苦情処理手続の結果は、苦情申立人が明らかな場合には、当該申立人に通知されなければならない。
- 6 苦情を申立てられた職員は、違反していないものと推定される。
- 7 苦情を申立てられた人は、苦情内容を知らされなければならない。苦情を申立てられた人は、苦情及び自己に対するいかなる証拠に対しても反論を行い、かつ独立した調査員の調査を受ける権利を有する。
- 8 当該団体は、申立てられた苦情、及び調査結果と決定に関する記録を保持しなければならない。
- 9 倫理的責任に違反した場合の制裁の内容は、業務手順書内に定められていなければならない。

Translators/Editors:

	Ms Diana Arie	有江ディアナ	PhD Candidate, School of International Public Policy, Osaka University (OSIPP)
	Ms Saori Miyazaki	宮崎紗織	PhD Candidate, School of International Public Policy, Osaka University (OSIPP)
	Ms Chiho Kuriyama	栗山智帆	MA student, School of International Public Policy, Osaka University (OSIPP)
	Ms Risa Tokunaga	徳永莉紗	Consultant, MA graduate of Theory and Practice of Human Rights, University of Essex
	Ms Machiko Okumura	奥村真知子	Programme Officer, Children Without Borders, Japan (Kokkyo Naki Kodomotachi) (NGO)
	Ms Emika Tokunaga	徳永恵美香	Specially Appointed Researcher, School of International Public Policy, Osaka University (OSIPP)
Editorial Supervisor	Mr Hiroshi Miyauchi	宮内博史	Lawyer, Tokyo Public Law Office